

平成23年度 大学の世界展開力強化事業

「審査要項及び構想調書等の作成・提出」
について

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部 研究事業課

審査方法

【日本学術振興会（以下、JSPS）における審査体制】

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

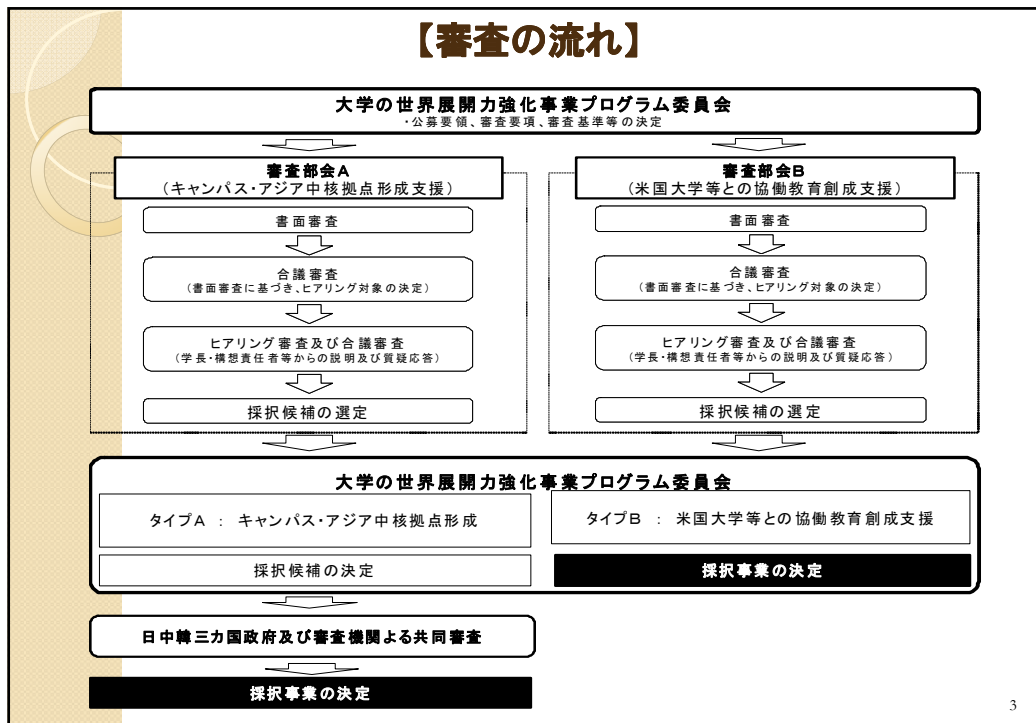
審査部会A

(タイプA: キャンパス・アジア中核拠点形成支援)

審査部会B

(タイプB: 米国大学等との協働教育創成支援)

各タイプごとの事業を審査



書面審査について①

◆A、Bそれぞれの審査委員会において、審査要項、審査基準に基づき書面審査を実施。

【審査体制】

- 1件の申請につき、**複数名の審査委員会委員**で書面審査を行う。

審査にあたっては、これまでの交流実績を踏まえた実現可能性や構想の実施にいたる手順・時期等の明確性、さらに本補助事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど、将来への発展性を考慮して審査を行う。

◆書面審査においては、「審査項目」ごとに以下の4つの区分により判断。

評点区分	評価	評点
a	非常に優れている。	5点
b	優れている。	3点
c	妥当である。	1点
d	不十分である。	0点

4

書面審査について②

◆審査要項の「審査に当たっての着眼点」は、審査基準における「審査項目」に対応。
また、各項目の重要性に鑑み、項目毎に係数をかけて評点に重み付けをする。

【審査項目】	【係数】
① 交流プログラムの枠組み(タイプA、タイプBの事業ごとに個別の事項)	3.0
② 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成	3.0
③ 外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣のための環境整備	2.0
④ 構想の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及	2.0
⑤ 達成目標	3.0
⑥ 大学の世界展開に向けた取組の実績	3.0
⑦ 構想実現に向けた準備状況、資金計画の合理性	1.0

5

ヒアリング審査について

【ヒアリングの進め方】

(1) 時間の配分

- ◆構想責任者等からの説明 15分以内
- ◆質疑応答 15分以内
- ◆まとめ 10分程度

※ 計40分以内

(2) 説明者

説明者：申請内容等について責任をもって説明できる者

出席者：学長又は副学長・理事等（国際担当）、構想責任者及び
実施担当者を含めて、4名以内。

(3) 説明内容及び資料

ヒアリング対象校は、構想調書に基づき、別途定める書式で作成された
資料により、説明を行う。（詳細は別途通知）

※ ヒアリング審査時は、申請書の内容をより具体的に説明

6

構想調書等の提出について

○提出期間（郵送のみの受付）

提出期間：平成23年7月15日（金）～22日（金）**必着**

○提出書類等の差し替え・原則不可。

○提出書類等の内容に不備がある場合は「要件違反」となる場合がある。

○提出書類等

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1. 文部科学大臣宛公文書（国内の参加大学分全て） | 1部 |
| 2. Application Form（「タイプA-I」に申請の場合のみ） | 1部 |
| 3. 構想調書（印刷原稿用） | 1部 |
| 4. 構想調書（審査用） | 10部 |
| 5. 申請カード（詳細は「申請カードについて」を参照） | 1部 |
| 6. CD-RW | 1枚 |

7

構想調書の様式について

○所定の様式の改変（項目の順番の入れ替え等）不可。

○A4版縦型、10.5ポイントの明朝体が原則。
ゴシック、アンダーライン等は適宜可。

○白黒（写真・画像も含めカラー不可）

○ページ番号：全様式にわたって通し番号を付すこと。

○片面印刷 1部、両面印刷・穴あけ・製本 10部

○CD-RW（1枚）

※Word形式、Excel形式、PDF形式の3種類を保存

PDFファイルはWordやExcelから直接変換すること（スキャナ等による変換は不可）
ファイル名は『申請種別—機関番号—整理番号（大学名）』（英数は半角、それ以外は全角）

8

構想調書の作成について

○ [基本情報] (抜粋)

(1) 「2. 機関番号」欄

科学研究費補助金の申請に使用する機関番号を記入。

(2) 「3. 整理番号」欄

申請種別ごとに各大学の事務局で調書の通し番号として整理番号を記入。(大学毎に、A-I ⇒ A-II ⇒ B-I ⇒ B-IIの順に通し番号を付し、同一の種別に複数の申請をする場合は、各大学において任意に番号を付すこと。)

9

○ [基本情報] 続き

(3) 「5. 申請種別」

「タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援」の申請の場合

「5-1. 申請種別」欄に「I：日中韓のトライアングル交流事業」、「II：中国、韓国又は東南アジア諸国連合（ASEAN）との交流事業」のいずれかの項目に「○」を記入。

「I」で申請する場合は、日本政府から日本の大学のみでの支援となる場合であっても、相手大学と共同で交流プログラムを実施するかどうかについて確認をとり、実施する場合には「5-2. プログラムの実施について」に「○」を記入。なお、「5-2」の記入にあたっては、交流プログラムを実施する相手大学と必ず調整のうえで記入。

「タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援」の申請の場合

「5. 申請種別」欄に「I：米国における大学等との協働教育を行う交流事業」、「II：米国以外の欧州、豪州等における大学等との協働教育を行う交流事業」のいずれかの項目に○を記入。

(4) 「13. 平成23年度の他の事業への申請状況」

「博士課程リーディングプログラム」事業及び「留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）」に申請した（予定も含む）取組がある場合に記入。さらに、**様式12（5）にも申請（予定）内容を記入。**

10

○ [採択時公表ページ]

「構想の目的及び概要」 ◎1ページ以内で記入

公表することを前提とし、各様式に記入する内容を踏まえた構想の目的及び概要について、ビジョンを明確に示すとともに、将来的な発展性も含めた全体像が把握できるようにわかりやすく簡潔に記入。

「構想の概念図」 ◎1ページ以内で記入

公表することを前提とし、「構想の目的及び概要」で記入した構想の全体像が分かるように図表を用いて示すこと。なお、作成にあたっては、数値等を示しながら、構想の内容が具体的に把握できるように留意。

11

○ [様式1] ◎タイプA、タイプBいずれも2ページ以内で記入

【タイプA：「キャンパス・アジア中核拠点形成支援」の申請の場合】

相手大学等と実施する交流プログラムの内容について、以下の点に留意しつつ、具体的に記入。

「Ⅰ：日中韓のトライアングル交流事業」

- ・日中韓大学間交流・連携推進会議が決定した「日中韓における質の保証を伴った大学間交流・連携ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、コンソーシアムを形成する大学との単位の相互認定や成績管理、学位授与等を統一的に実施できるような交流プログラムとなっているか。
- ・将来的にコンソーシアム内外の協働教育の充実・発展につながるようなものであるか。
- ・将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラムの設定や提供を行うものとなっているか。

「Ⅱ：中国、韓国又は東南アジア諸国連合（ASEANとの交流事業）」

- ・「ガイドライン」を考慮して、コンソーシアムを形成する大学との単位の相互認定や成績管理、学位授与等を統一的に実施できるような交流プログラムとなっているか。
- ・将来的にコンソーシアム内外の協働教育の充実・発展につながるようなものであるか。
- ・将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラムの設定や提供を行うものとなっているか。

12

○ [様式1] 続き

【タイプB：「米国大学等との協働教育の創成支援」の申請の場合】
相手大学等と実施する交流プログラムの内容について、以下の点に留意しつつ、具体的に記入。

- ・ 単位の相互認定や成績管理、学位授与を実施する質の高い協働教育プログラムとなっているか。
- ・ 大学の教育理念・目的、個性・特色を活かしつつ協働教育の意義や方向性を明確化した取組となっているか。
- ・ 将来的に我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるような先導的な新たな学びのスタイルによる協働教育プログラムとなっているか。

13

○ [様式2] ◎2ページ以内で記入

「2. 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組みの形成」

交流プログラムの質の保証のための取組内容について、下記の点に留意し、具体的に分かりやすく記入。**相手大学等が公的な認可等を受けた際の資料について、様式1.0(2)に記載。**

- ・ 交流プログラムを実施するにあたり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- ・ 相手大学が公的な認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのア krediteーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けている大学であるか。
- ・ 相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- ・ 各国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供に留意したものとなっているか。
- ・ 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流するプログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
- ・ 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。

14

○ [様式3] ◎(1)～(3)合わせて2ページ以内で記入

交流プログラムの実施に伴う受入れ外国人学生及び派遣する日本人学生に対する生活や学修及び就職への支援やそのための環境整備について、(1)～(3)の内容を具体的に分かりやすく記入。

「(1) 外国人学生の受入れのための環境整備」

- ・ 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- ・ 受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- ・ 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- ・ 国内外でのインターンシップによる企業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

15

○ [様式3] 続き

「(2) 日本人学生の派遣のための環境整備」

- ・ 留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- ・ 日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されているか。
- ・ 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- ・ 国内外でのインターンシップによる企業体験の機会確保や、日本人学生の現地就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

「(3) 関係大学間の連絡体制の整備」

- ・ 外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡情報共有体制が整備されているか。
- ・ 大学間交流の発展に向け、参加学生のOB会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- ・ 緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分に図られているか。

16

○ [様式4] ◎(1), (2)合わせて2ページ以内で記入

大学の国際化にかかる戦略的な目標等における本構想の意義及び位置付け、また、それに基づく実施体制及び評価・改善体制について、具体的に分かりやすく記入。実施体制については、相手大学も含めた教育連携の体制や構想をサポートするための事務局機能の強化をはじめとした、全学的な体制についても言及し、さらに以下の点にも留意して、具体的に分かりやすく記入。

「(1) 本構想の大学の国際戦略における意義・位置付け並びに実施体制及び評価・改善体制」

- ・ 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、構想の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。
- ・ 構想の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。
- ・ 本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど構想をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整など）が図られているか。
- ・ 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。

17

○ [様式4] 続き

「(2) 国内外への情報提供の方法・体制」

- ・ 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。（特に、中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目に留意した情報発信を行うものとなっていることが望ましい。）
- ・ 取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。

18

○ [様式5] ◎ ①と②で1ページ以内、③は1ページ以内、④と⑤で1ページ以内で記入

本構想を実施することによって達成しようとする目標について、以下の点に留意し、一般にも分かりやすく、具体的に記入。

- ・ 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- ・ 本プログラムにおいて養成しようとするグローバル人材像が明確に設定されているか。
- ・ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。
- ・ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
- ・ 本プログラムに参加する学生に修得させる具体的能力が設定されているか。

①本構想における達成目標（事業開始～平成27年度まで）及び

②中間評価までの達成目標（事業開始～平成24年度まで）

構想調書の「(様式1) 1. 交流プログラムの枠組み」及び「(様式2) 2. 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組みの形成」において計画している内容を基に具体的に何を形成・拡大するかについて、達成すべき目標を記入し、また、それを達成するための段階的計画についても分かりやすく記入。

19

○ [様式5] 続き

③本構想において海外に留学する日本人学生のうち、一定の外国語力スタンダードをクリアした学生数の推移

【(i) 外国語力スタンダードの基準とする内容】

「TOEFL CBTのスコア200以上又はTOEICのスコア700以上」など**具体的な基準を示す。**

【(ii) 本構想における達成目標、(iii) 中間評価までの達成目標】

その基準を達成する学生数の目標を、**構想全体の達成目標と中間評価までの達成目標とに分けて設定。**

【(iv) 外国語スタンダードの基準を定めた考え方及び目標達成までのプロセス】

基準を定めた考え方及び目標を達成するための段階的計画について、構想全体と中間評価までの目標それぞれに、分かりやすく記入。**複数の基準を設ける場合には、それぞれの基準ごとに目標及びプロセスを明示。**

20

○ [様式5] 続き

④本構想において海外に留学する日本人学生数の推移

「現状（平成23年5月1日現在）」

本構想の取組単位（全学、学部等）全てにおける平成23年5月1日現在の人数を記入。

【数値目標】

事業開始から平成24年度又は27年度までに、本構想の交流プログラムにおいて海外の相手大学等へ派遣する日本人学生数について設定した目標をそれぞれに記入。

【（i）目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（本構想全体、中間評価までの双方について）】

平成24年度及び平成27年度までの双方のプロセスを分かりやすく記入。

21

○ [様式5] 続き

⑤本構想において受け入れる外国人学生数の推移

「現状（平成23年5月1日現在）」

本構想の取組単位（全学、学部等）全てにおける平成23年5月1日現在の人数を記入。

【数値目標】

事業開始から平成24年度又は27年度までに、本構想の交流プログラムにおいて海外の相手大学等から受け入れる外国人学生数について設定した目標を記入。

【（i）目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（本構想全体、中間評価までの双方について）】

目標を設定した考え方及び段階的計画について、事業全体の目標と中間評価までの目標それぞれに、分かりやすく記入してください。

※「現状」及び「数値目標」に記入する外国人学生数の計上にあたっては、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に加えて、構想における目標設定に応じて以下の者についても計上すること。

- ・「留学」の在留資格を有さない短期留学生
- ・「日本人の配偶者等」などの在留資格により大学に在学する者
- ・学位や単位の取得を目的とはしないものの、大学院生レベルの教育指導を受ける外国人研究者として当該大学が受け入れている者

22

○ [様式6] ◎ 2ページ以内で記入

国内の大学が複数参加して実施する事業の場合には、代表申請大学だけでなく、参加する全ての大学が「様式6」をそれぞれ作成。その場合には、代表申請大学が一番初めとする。

(1) 大学におけるこれまでの世界展開に向けた取組の実績について、本構想との関連性を踏まえつつ、以下の点にも言及して具体的に分かりやすく記入するとともに、**記載した内容の裏付けとなる資料を様式12(4)に添付。**

- ・ 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指すプログラムの開発等によるこく国際的な教育環境の構築などに取り組んできた実績を有しているか。
- ・ 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、単なる枠組みの形成にとどまらない、実質的な交流が継続して行われてきた実績を有しているか。
- ・ 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んできた実績を有しているか。
- ・ 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んできた実績を有しているか。
- ・ 厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化に取り組んできた実績を有しているか。
- ・ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

23

○ [様式7] ◎ 相手大学等の数に応じたページ数以内で記入

相手大学等が複数ある場合には、すべての相手大学等との実績・準備状況等について、相手大学等1校につき1ページ以内で記入（相手大学等が3大学の場合は3ページ以内）。また、その場合においても相手大学等ごとに様式を分けず、1つの様式として記入。

「(1) 交流実績（交流の背景）」欄

相手大学等との交流実績がある場合、その交流プログラムの内容や交流期間など交流実績が分かるように記入（本構想における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません）。なお、交流実績がない場合、交流実績がなくとも本事業が実施できると判断した理由の説明を記入。

「(2) 交流に向けた準備状況」欄

相手大学等との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入。また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入。なお、申請にあたり、**相手大学等の合意を得ている根拠となる資料を様式10(3)に添付。**

24

○ [様式8] ◎ 2ページ以内で記入

各様式に記入した構想全体の各取組について、年度別の実施計画の予定を、本構想を実施するための体制整備（窓口となる担当部署の設置等）についても網羅し、具体的に分かりやすく記入。また、平成23年度の欄には、申請時における準備状況を併せて記入し、**財政支援期間終了後の展開及び資金計画（財源の考え方等）についても記入。**

25

○ [様式9] ◎ 年度ごとに1ページで記入

- (1) 申請できる経費は、当該構想の遂行に必要な経費。本事業の目的である大学の世界展開力強化のための用途に限定される。
- (2) 「経費区分」欄に、年度毎にそれぞれの経費の支出計画について「平成23年度大学の世界展開力強化事業公募要領」の「（別添1）経費の用途可能範囲」の区分により、記入。それぞれの費目の内訳については、内容がある程度分かるように記入。なお、大学負担額を計上している場合は、各費目内訳の「大学負担額」欄に金額を記入。
- (3) 年度毎の「補助金申請額」欄、「大学負担額」欄及び「事業規模」欄は、構想調書1ページ目の「9.本事業経費」の各欄の金額と必ず照合した上で、それぞれ記入。
- (4) 各区分の項目内容により、必要に応じ、行の追加・削除を行い、記入。

26

○ [様式10] ◎ 相手大学等ごとに(1)～(3)合わせて2ページ以内で記入
複数の相手大学等がある場合には、それぞれに「様式10」を作成。

- (1) 「大学等名称」欄には、「基本情報」の「11. 海外の相手大学等」に記入した大学名を記入。
- (2) 「設置形態」欄には、国立、公立や私立等の設置形態を記入。
- (3) 「設置年」欄には、相手大学等が現在の形態として設置された年を西暦で記入。各国の法令等により現在の設置形態として認可された年が異なる場合には、設置年の隣に()書きで記入(例: 1980年(2004年))。
- (4) 「設置者(学長等)」欄には、学長等の氏名を記入。
- (5) 「学部等の構成」欄には、相手大学等の学部・研究科等の単位で全て記入。
- (6) 「学生数」、「受入れている留学生数」、「日本からの留学生数」、「海外への派遣留学生数」、「日本への派遣留学生数」欄には、平成22年度の人数を記入。
- (7) 「10- (2)」欄には、当該相手大学等が認可等を受けた資料を、出典を付して記入又は貼付。
- (8) 「10- (3)」欄には、申請にあたって、当該相手大学等との合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付。

27

○ [様式11] ◎ 1. ～3. は枠内に記入し、4. 及び5. については、**構想の中で実施するプログラム数等及び交流する相手大学の数等に応じ、適宜枠の追加を行うこと。**

A-Iの事業へ申請する交流プログラムの計画にあたっては、以下のような条件があるため、本様式の3. ②～⑤及び4. の内容を記入。

他のタイプの事業については、本様式の3. ①及び5. の内容について記入。

- ・三カ国政府共通の財政支援対象学生数は、申請書に基づき、審査の上配分し、採択時に対象人数(割当て数)を公表する。
- ・三カ国政府共通の財政支援対象学生については、各国・各大学、同数の双方向の学生交流が望まれる。(なお、それに加えて自己負担又は大学負担等による学生を参加させることは差し支えない。)
- ・三カ国政府共通の財政支援対象学生の交流期間は、3ヶ月以上とし、1年間の学生交流が望まれる。3ヶ月未満の学生交流を組み込むことも可能だが、その場合は、三カ国政府共通の財政支援対象とはならない(なお、日本の場合、これらの学生に対して、本補助事業による補助金から交通費及び滞在費を支援することが可能)。
- ・三カ国政府による財政支援の対象学生の授業料は、授業料不徴収が必須(財政支援対象外の学生の授業料については各コンソーシアムの自己裁量となる)。

28

○ [様式11] 続き

全タイプ共通で記入

- (1) 「1. 申請大学及び申請区分」欄には、代表申請大学に○を付した状態で最初に記入し、参加する全ての国内大学を記入。
例) ○学振大学、学術大学、振興大学
また、申請区分(A-I~B-II)について選択。
- (2) 「2. 交流する相手大学等名」欄には、交流する相手大学等と国名を全て記入し、さらに、相手大学等の所在国数及び相手大学等の数を記入。例) ○○大学(中国)、△△大学(韓国)
- (3) 「3. 交流する学生数について」欄の「①構想全体での交流学生数」には、構想全体における交流学生数を、「派遣学生数」及び「受入学生数」のそれぞれについて、各年度ごとに記入。
- (4) 「5. 各年度における学生の交流計画について」欄には、全ての相手大学等との派遣計画及び受入計画について、具体的に記入。

29

○ [様式11] 続き

タイプA-Iで申請する場合のみ記入

※以下の記入にあたっては、日中韓大学間交流・連携推進会議における合意事項について、公募要領及びQ&Aの関連箇所を参照し、日中韓三カ国共通の財政支援の対象となる学生に係る条件等について確認のうえで記入。

- (1) 「3. 交流する学生数について」欄の「② ①のうち日中韓三カ国における交流学生数」には、①で記入した構想全体の交流学生数のうち、日中韓三カ国の間においてのみ交流する学生数を記入。
- (2) 「3. 交流する学生数について」欄の「③ ②のうち三カ国共通の財政支援対象となる交流学生数」には、②で記入した日中韓三カ国における交流学生数のうち、三カ国財政支援の対象となる交流学生数を、「中国への派遣学生数」、「韓国への派遣学生数」、「中国からの派遣学生数」、「韓国からの派遣学生数」のそれぞれについて分けて、各年度ごとに記入。
- (3) 「3. 交流する学生数について」欄の「④ ②のうち自己負担又は大学負担等による交流学生数」には、②で記入した日中韓三カ国における交流学生数のうち、学生の自己負担又は大学の負担によって交流する学生数を、「派遣学生数」及び「受入学生数」のそれぞれについて各年度ごとに記入。
- (4) 「3. 交流する学生数について」欄の「⑤ ①のうち、日中韓三カ国以外の国との交流学生数」には、①で記入した構想全体の交流学生数のうち、日中韓三カ国以外の国と交流する学生数を、「派遣学生数」及び「受入学生数」のそれぞれについて各年度ごとに記入。
- (5) 「4. 三カ国共通の財政支援対象となる交流学生数の内訳」欄には、本様式3. ③に該当する学生の、構想の中で実施する交流プログラム別に、日中韓三カ国の受入れ・派遣について、左側に各年度中の期間及び人数を記入。

30

○ [様式11] 続き

※本様式の「3. 交流する学生数について」の①～⑤に記入する派遣学生数及び受入れ学生数については、正確に入力すると次の関係が成立。

【①～⑤の学生数の関係】

① = ② + ⑤ 、 ② = ③ + ④ 、 ① = ③ + ④ + ⑤

31

○ [様式11] 続き

【記入例】 「4. 三カ国共通の財政支援の対象となる交流学生数の内訳について」

プログラム名称 (〇〇〇交流プログラム) 交流期間 (3ヶ月)

		受入国		日本		中国		韓国	
		中国	韓国	中国	韓国	日本	日本	中国	韓国
H23	2011.10~2011.12	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	2012.1~2012.3	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人

32

- [様式12] ◎ (1)～(3)は枠内に記入し、(4)及び(5)については、それぞれ2ページ以内で記入。

国内の大学が複数参加して実施する事業の場合には、代表申請大学だけでなく、参加する全ての大学が「様式12」をそれぞれに作成。その場合には、代表申請大学を一番初めとする。

- (1) 「12-(1) 大学全体における出身国別の留学生の受入総数（平成23年5月1日現在）、及び各出身国別の平成22年度の留学生受入人数」

平成23年5月1日現在の留学生（ここにいう「留学生」とは、**「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に限る。**）の受入実績について、国別に整理し、上位10カ国について「出身国」とその「受入数」をそれぞれ記入。また、上位10カ国以外の国からの留学生受入実績については、「その他」欄の「出身国」に国名を記入し（該当の国名が多い場合は主な国名を記入後に「等」を付ける。）、その受入人数の合計を「受入総数」欄に記入。

33

- [様式12] 続き

- (2) 「12-(2)平成22年度中に留学した日本人学生数」

平成22年度中（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）に教育又は研究等を目的として、海外の大学等（海外に所在する日本の大学等の分校は除く。）に留学した日本人学生について記入。なお、平成22年3月31日以前から継続して留学している者は含みません。派遣先大学別に整理し、上位10校について「派遣先大学の所在国」とその「派遣人数」をそれぞれ記入。また、上位10校以外の大学等への学生派遣実績については、「その他」の各欄に上位10校以外に派遣した「大学数」「国数」「人数」のそれぞれの合計を記入。

34

○ [様式12] 続き

(3) 「12-(3)大学全体における外国人教員数（兼務者を含む）（平成23年5月1日現在）」

平成23年5月1日現在の外国人教員の在籍数について、兼務者も含めて、「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の職名別に記入。そのうち、当該大学の専任教員（本務者）となっている者の人数を下段の「うち専任教員（本務者）数」欄に記入。また、「全教員数」欄には、平成23年5月1日現在の当該大学に在籍する全ての教員の人数を記入。

(4) 「12-(4)「様式6」で記入した実績を示すデータや資料等を取りまとめ、出展を付して記入又は貼付してください」

「様式6」で記入した内容の裏付けとなる資料をわかりやすく、記入又は貼付。

35

○ [様式12] 続き

(5) 「12-(5) 他の公的資金との重複状況」

当該申請大学において、文部科学省が行っている国際化拠点整備事業費補助金、大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金等、又は独立行政法人日本学術振興会が行っている国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組がある場合は、それらの取組と今回申請している取組内容の相違について具体的に記入。また、過去にそれらの公的支援を受け既に終了した取組、及び現在申請を予定している取組がある場合についても、それらの取組と今回申請している取組内容の相違について、具体的に記入。なお、平成23年度留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）については、本事業の申請内容との関連について必ず明記。（本事業の申請までに採否の通知があった場合は、採択されたプログラムに関してのみ記入。）

36

申請カードについて

申請カードの記入事項は、審査資料となるため、誤記入、記入漏れ、あるいは不明瞭な点がある場合には、審査の対象外、または誤った状態で審査に付されることになるので、記入にあたっては十分に注意。

1大学で複数の申請がある場合には、「基本情報」の「3. 整理番号」で「1」と記入した構想の事務総括責任者がとりまとめて（1大学につき、タイプA：3件、タイプB：3件の計6件まで）作成。

37

様式のダウンロードについて

公募要領、構想調書様式他、公募申請に関わる書類のダウンロード

独立行政法人日本学術振興会

大学の世界展開力強化事業ホームページ

<http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/download.html>

38